

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

火災感知器バックフィット工認申請における 申請範囲とスケジュールについて

2020年2月7日

関 西 電 力 株 式 会 社
四 国 電 力 株 式 会 社
九 州 電 力 株 式 会 社

- 火災感知器バックフィットの工認申請にあたり、火災防護設備の基本設計方針における、①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（以下、「DB及びSA」とする。）に係る箇所（1. 1項）と②特定重大事故等対処施設（以下、「特重」とする。）に係る箇所（1. 2項）は各々別の個別工認単位で申請することを基本とする。
- 新検査制度施行（2020.4）に伴い、「設計及び工事の計画認可申請（設工認）」の手続きに則り、申請する。

①DB及びSAに係る箇所（1. 1項）※

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地震等、2. 自然現象（2. 2. 津波による損傷の防止を除く）、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5. 8. 電気設備の設計条件を除く）、6. その他（6. 4. 放射放射性物質による汚染の防止を除く）」の基本設計方針については、原子炉冷却系施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地震等、2. 自然現象（2. 2. 津波による損傷の防止を除く）、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5. 8. 電気設備の設計条件を除く）、6. その他（6. 4. 放射放射性物質による汚染の防止を除く）」の基本設計方針については、原子炉冷却系施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な温度変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却材系統のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、縮機冷却水等のサポート機能を確保するための構築物、系統及び機</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>変更なし</p>

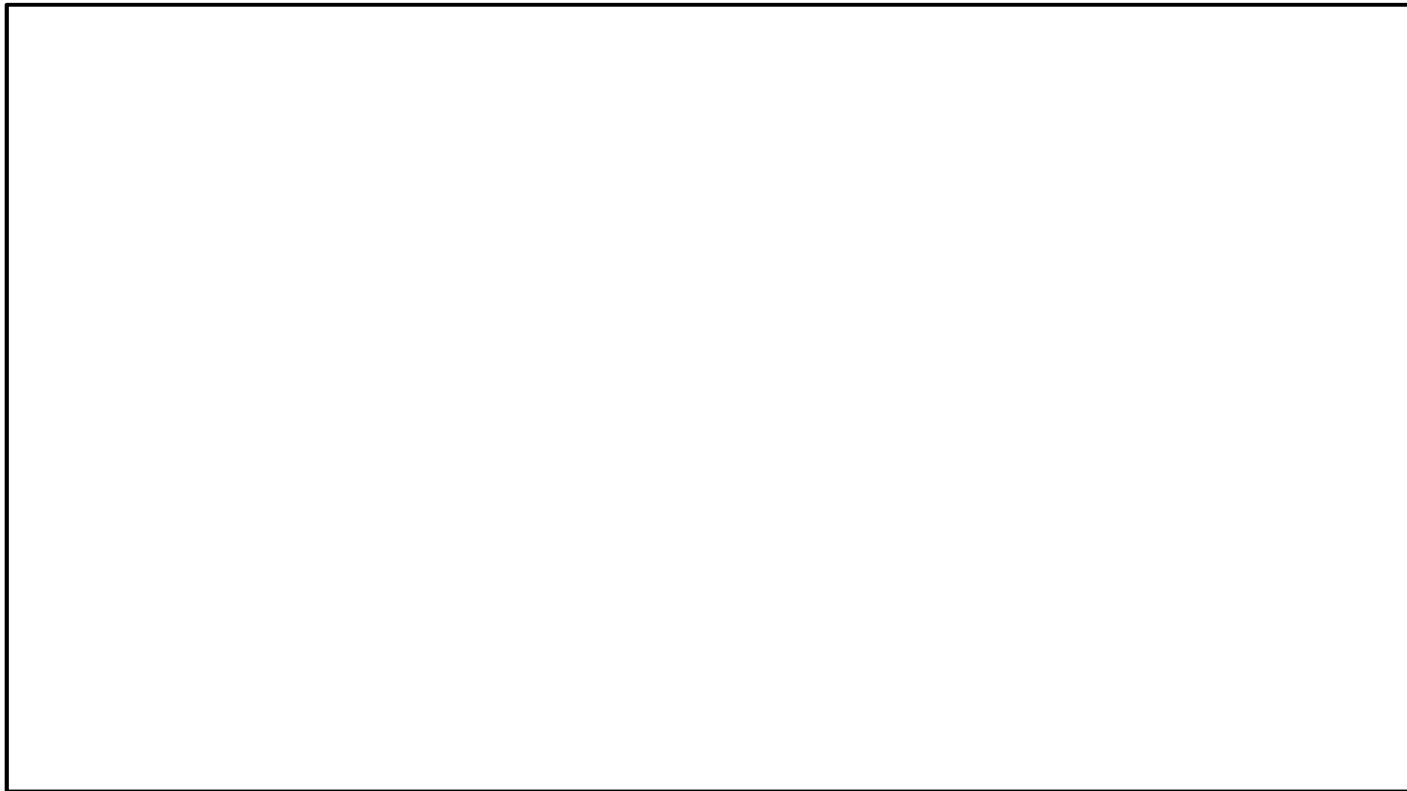
②特重に係る箇所（1. 2項）※

変更前	変更後
<p>（6）設備の相互接続</p> <p>消火水連絡ラインは、1号機及び2号機の共用配管と3号機及び4号機の共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉止することで物理的に分離することから、悪影響を及ぼすことなく、連絡ライン使用時においても、各号機の圧力は同じとし、また、消火活動に必要な水量を有することで、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p>	<p>1. 2 特定重大事故等対処施設</p> <p>特定重大事故等対処施設を構成する設備（以下火災防護において「特定重大事故等対処施設」という。）は、火災により原子炉補助建屋等への放熱による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないよう、特定重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>□火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、特定重大事故等対処施設及びその他の原子炉施設並びに壁の配置を考慮して火災区域として設定する。</p> <p>なお、□は屋外区域として設定する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために特定重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への新築防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として</p>

※高浜34号機 特重工認 火災防護設備の基本設計方針

火災区域及び火災区画単位での申請範囲について

- ①DB及びSAと②特重の火災区域・区画単位での申請範囲は下図のとおり。
- ②において既に審査済の既設建屋側の火災感知器に対しては、移設は実施しない計画とし、審査済の既設建屋側の火災感知器に係る特重側の使用前検査に影響のない設計とする。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

工認申請時期について

- ①DB及びSAは2020年4月から3グループに分かれて申請予定
- ②特重は特重施設が運開（使用前検査合格）後に申請予定

